

令和3年度 経営者、管理職、総務・人事担当者向け研修
同一労働同一賃金への対応と
テレワーク時代の人事制度研修

定員15名

令和3年4月1日から、「働き方改革」の最難関と言われる同一労働同一賃金(パートタイム・有期雇用労働法)が中小企業にも義務化されます。「パート社員の賃金を上げなければならないのか」「コストアップにつながるのか心配」「今の賃金制度のままで良いのか」などの疑問にお答えします。後半部は、コロナ禍を機に広がった、テレワークに対応した人事制度についてお話します。「在宅勤務手当はどのくらい払えば良いのか」「オフィス勤務と同等の成果が上がるのか」「残業手当は社員の言い値で払わなければならないのか」などの疑問にお答えします。

(対象者)経営者、管理者(評価者)、総務・人事担当者等各種人事制度などの仕事に携わる方 等

日時 : 令和3年6月23日(水) 時間 : 10:00~16:00 (9:30から受付) 会場 : カルタスホール会議室 (北浦和ターミナルビル 3F) *北浦和駅徒歩2分 さいたま市浦和区北浦和1-7-1	受講費	協会会員	一般・非会員
		6,000円	9,000円

< 内容 >

◆同一労働同一賃金への対応

- 同一労働同一賃金とはどういうことか?
- 同一労働同一賃金と同一価値労働同一賃金の違い
- 企業に求められる対応 ○こんな状態が問題になる
- 同一労働同一賃金時代の賃金制度

◆テレワーク時代の賃金・評価制度

- テレワークの生産性は高いのか
- テレワーカーの人事評価はこう進める
- テレワーカーの賃金制度はこう作る
- テレワーカーには歩合給・出来高給もあり
- 在宅勤務手当の決め方 ○残業手当をどうするか

<講師紹介>

リザルト株式会社
代表取締役、MBA
神田 靖美 氏

人事評価のコンサルタント。中小企業を中心に評価制度の運用サポートに従事。著書に『3ステップ式だから、成果主義賃金を正しく導入する本』(あさ出版)、『会社の法務・総務・人事のしごと事典』(日本実業出版社、共著)、『社長・役員の報酬・賞与・退職金』(同)など。

日本実業出版社『企業実務』に定期的に出稿。YAHOO!トップサイトに過去2回掲載される。その他、新聞・雑誌等に出稿多数。

- ◆MBA(早稲田大学大学院商学研究科MBAコース修了)
- ◆日本賃金学会会員。



----- 切らずにそのままFAXしてください -----

同一労働同一賃金・テレワーク時代の人事制度研修 受講申込書 FAX 048-827-0071

会社・団体名		業種	
所在地	〒	会員・一般	<input type="checkbox"/> 当協会会員 <input type="checkbox"/> 一般・非会員
ご担当者名		TEL	
所属(部・課)		FAX	
(フリガナ) 氏名	所属部署・役職	性別	年齢
()		男・女	歳
()		男・女	歳
その他 *必ずご確認ください	◆申込受理後、受理確認のご連絡をします。その後、受講票、会場案内図及び請求書を送付いたします。尚、昨今のコロナウイルス感染症拡大に伴い、状況によっては急遽中止という事もあり得ますので、各種案内文書に関しましては開催決定後(おおよそ1週間前)に送付させていただきます。 ◆上記理由により、受講料の納付は受講後に振込んでいただくようにさせていただきますので予めご理解ご協力の程をお願いします。なお、送金手数料は貴社にてご負担くださるようお願い申し上げます。 ◆受講の際は事前に案内させていただくマスク着用等の各種感染症対策にご協力の程お願いいたします。		申込はこちらでも

【個人情報の取り扱いについて】ご記入いただきました個人情報については、受講票・請求書の送付及び講師への参照以外の目的には使用いたしません

【お問合せ・お申込み先】
埼玉県職業能力開発協会 総務課研修担当
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5埼玉県浦和合同庁舎内
TEL: 048-829-2803 FAX: 048-827-0071

* 申込後、1週間以内に受理確認のご連絡をします。
連絡がない場合には当協会までご連絡ください。

協会使用権		
TEL	送付	データ移行